



申請枠区分

通常枠

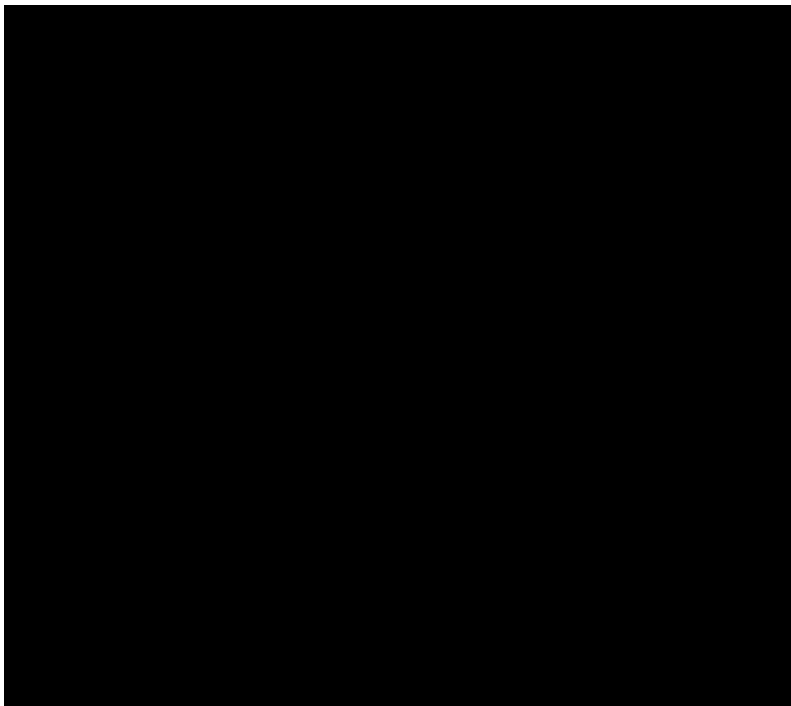
申請ステータス

年度	年度回数	回/次
2025 年	2	回

申請書SharePoint



----- 団体情報から転記



1. 助成申請情報

民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律（平成28年法律第101号）に基づき資金分配団体として助成を受けたく、下記のとおり申請をします。

なお、下記4に記載した誓約等の内容について相違がなく、これらの誓約等に反したことにより、選定の取り消し等が行われることとなっても、異議は一切申し立てません。

■ 申請団体が申請に際して確認する事項

(1) 申請資格要件（欠格事由）について

申請資格要件について確認しました

(2)公正な事業実施について

公正な事業実施について確認しました

(3)規程類の後日提出について※緊急枠の場合なし

規程類の後日提出について確認しました

(4)情報公開について (情報公開同意書)

情報公開について確認しました

(5)JANPIA役員との兼職関係の有無について

兼職がないことを確認しました

個別相談の実施

■申請団体に関する記載

【申請団体の名称】

一般社団法人こども宅食応援団

団体代表者 役職・氏名

代表理事・原水敦

分類

法人番号

4300005006776

団体コード

申請団体の住所

佐賀県佐賀市西魚町71-3

資金分配団体等としての業務を行う事務所の所在地が上記の住所と違う場合

■申請団体が行政機関から受けた指導、命令に対する措置の状況

指導等の年月日	指導等の内容	団体における措置状況
該当なし	該当なし	該当なし

最終誓約

助成申請情報欄の内容について誓約します

2.連絡先情報

部署・役職・氏名

担当者 メールアドレス

担当者 電話番号

3.コンソーシアム情報

(1)コンソーシアムの有無

コンソーシアムで申請しない

コンソーシアムに関する誓約

【誓約する団体の名称】	【誓約する団体の代表者氏名】	【誓約する団体の役割】

コンソーシアムに参加する全ての団体（以下、「コンソーシアム構成団体」という）は、幹事団体が資金分配団体又は活動支援団体（以下、「資金分配団体等」という）としての助成の申請を行うに際しなお、誓約内容について相違がなく、これらの誓約等に反したことにより、選定の取り消し等が行われることとなっても、異議は一切申し立てません。

1.コンソーシアム構成団体は、幹事団体を通じてコンソーシアムの実施体制表を提出し、幹事団体が資金分配団体として採択された場合は、一般財団法人日本民間公益活動連携機構との資金提供契約締

2.本誓約書にて誓約をしたコンソーシアム構成団体について、申請締め切り後、コンソーシアム構成団体に変更があった場合は申請を取り下げます。

3.コンソーシアム構成団体が申請に際して確認した次の(1)～(4)の事項等

(1)申請資格要件(欠格事由)について
<input type="text"/>
(2)公正な事業実施について
<input type="text"/>
(3)規程類の後日提出について(※通常枠のみ該当)
<input type="text"/>
(4)情報公開について(情報公開同意書)
<input type="text"/>
(5)JANPIA役員及び審査員との兼職関係の有無について
<input type="text"/>

4. コンソーシアム構成団体が行政機関から受けた指導、命令等に対する措置の状況

団体名	指導等の年月日	指導等の内容	団体における措置状況
該当なし	該当なし	該当なし	該当なし

休眠預金活用事業 事業計画書【2025年度通常枠】

※採択された後の資金提供契約書別紙1の対象は、事業計画書の冒頭から「II. 事業概要」までとします。

必須	申請時入力不要
任意	

基本情報

申請団体	資金分配団体			
資金分配団体	事業名(主)	逆境状態にある家庭に支援を届け、地域資源を開拓する実践モデル創出事業		
	事業名(副)	～全国にアウトリーチ支援が広まり「つながる」ことができる社会を目指して～		
	団体名	一般社団法人子ども宅食応援団	コンソーシアムの有無	なし
事業の種類1	①草の根活動支援事業			
事業の種類2				
事業の種類3				
事業の種類4				

優先的に解決すべき社会の諸課題

領域／分野	
<input type="radio"/>	(1) 子ども及び若者の支援に係る活動
<input type="radio"/>	① 経済的困窮など、家庭内に課題を抱える子どもの支援
<input type="radio"/>	② 日常生活や成長に困難を抱える子どもと若者の育成支援
<input type="radio"/>	③ 社会課題の解決を担う若者の能力開発支援
<input type="radio"/>	⑨ その他
<input type="radio"/>	(2) 日常生活又は社会生活を営む上での困難を有する者の支援に係る活動
<input type="radio"/>	④ 働くことが困難な人への支援
<input type="radio"/>	⑤ 孤独・孤立や社会的差別の解消に向けた支援
<input type="radio"/>	⑥ 女性の経済的自立への支援
<input type="radio"/>	⑨ その他
<input type="radio"/>	(3) 地域社会における活力の低下その他の社会的に困難な状況に直面している地域の支援に係る活動
<input type="radio"/>	⑦ 地域の働く場づくりや地域活性化などの課題解決に向けた取組の支援
<input type="radio"/>	⑧ 安心・安全に暮らせるコミュニティづくりへの支援
<input type="radio"/>	⑨ その他
	その他の解決すべき社会の課題

SDGsとの関連

ゴール	ターゲット	関連性の説明
1. 貧困をなくそう	1.3 各国において最低限の基準を含む適切な社会保護制度及び対策を実施し、2030年までに貧困層及び脆弱層に対し十分な保護を達成する。	<ul style="list-style-type: none"> 子ども宅食を通じて、経済的困難を抱える家庭に食の支援を届け、生活の安定を下支えする。 制度の隙間にある家庭にアウトリーチし、行政や地域資源につなぐことで、貧困状態の固定化を防ぐ。 子どもの健全な育ちを支えることで、貧困の連鎖を断ち切る。
3. すべての人に健康と福祉を	3.7 2030年までに、家族計画、情報・教育及び性と生殖に関する健康の国家戦略・計画への組み入れを含む、性と生殖に関する保健サービスを全ての人々が利用できるようにする。	<ul style="list-style-type: none"> 食の提供や伴走支援によって、子どもと家庭の心身の健康を守る。 支援を受けにくい家庭を発見・つなげることで、福祉サービスへのアクセス格差を是正する。 家庭が安心して暮らせる環境を整え、子どもの健やかな成長を保障する。

_10.人や国の不平等をなくそう	10.2 2030年までに、年齢、性別、障害、人種、民族、出自、宗教、あるいは経済的地位その他の状況に関わりなく、全ての人々の能力強化及び社会的、経済的及び政治的な包含を促進する。	<ul style="list-style-type: none"> ・申請主義の制度では支援を受けられない家庭に対し、アウトリーチや伴走支援を通じて支援への公平なアクセスを実現する。 ・行政不信や支援を“恥”と感じる文化的・心理的要因で支援が活用できてこなかった家庭を、民間団体が橋渡しすることで社会的包摂を進める。 ・地域によって支援制度の有無や内容に差がある現状を「こども宅食」を起点にしたモデルの普及によって改善し、地域間の格差を縮小する。
_17.パートナーシップで目標を達成しよう	17.17 マルチステークホルダー・パートナーシップ さまざまなパートナーシップの経験や資源戦略を基にした、効果的な公的、官民、市民社会のパートナーシップを奨励・推進する。	<ul style="list-style-type: none"> ・行政、NPO、学校、企業、地域住民など多様な主体が連携し、地域全体で子どもを支える仕組みをつくる。 ・資金分配団体が全国ネットワークを活かして、各地域の実行団体と行政をつなぎ、協働を促進する。 ・成果を可視化し、国や自治体へ提言することで、社会全体の制度改善につなげる。

I.団体の社会的役割

(1)団体の目的 子育て家庭に対するアウトリーチ型支援事業「こども宅食」を全国に普及する唯一の中間支援団体。「こども宅食」では、虐待や困窮、障害、病気など様々な課題を抱える家庭に、定期的に食品等を届けながら、適切な公的支援や地域資源につないでいくことで、親子の孤立と課題の重篤化を防いでいく。「孤立を生まない社会」の実現に向けて、誰もが安心して支援を受けられる「つながり」を地域社会に築くことを目指している。	195/200字
(2)団体の概要・活動・業務 全国各地の団体へ助成金の支給、立ち上げまでの伴走支援および運営支援などを行い全国普及を目指す。全国こども宅食実施者ネットワークを主催し、47都道府県の約270団体が加盟。相対的貧困や、ひとり親家庭の課題、社会的孤立など、見えにくい親子の社会課題に取り組む団体に対して、研修会や各種イベント、広報活動を実施。また支援現場の声に基づき課題を集約、自治体への情報提供や国への政策提言を行い現場活動を支援。	200/200字

II.事業概要

II.事業概要					国外活動の有無	-	資金提供契約締結日	採択後の契約時に用いる欄です
実施時期	(開始)	2026/4/1	(終了)	2029/3/31	対象地域	全国 ただし、こども家庭センター設置済み市区町村に限る、また、佐賀県を除く	本事業における、不動産（土地・建物）購入の有無 ※助成金で土地の購入はできません。建物の購入（建物新築含む）は原則できません。自己資金等で購入する場合は認められます。詳しくは公募要領をご確認ください。	なし

<p>直接的対象グループ</p>	<p><実行団体> こども宅食あるいは児童福祉に係る行政委託事業を3年(申請時点で実施3年目)以上、15世帯以上実施し、以下の要件に当てはまる民間団体。 1 家庭への直接的支援については実績があるが、地域のステークホルダーと更に連携を深め、支援者間の調整を行うような中間支援的な活動に意欲を持っている。 2 本事業を通じて、地域の他団体に対し、新規のこども宅食の立上げや運営の相談支援を提供することに意欲を持っている。 3 主たる活動地域の行政から「支援が必要な家庭のニーズに沿った支援をしている団体である」旨で推薦書を得ている。</p> <p><事業を通じて資金分配団体・実行団体が関わる主要なステークホルダー> ○実行団体が活動する地域でこども支援に取り組む民間団体(居場所事業者、フリースクール事業者、ひとり親支援事業者、フードバンク/パントリー) ○児童福祉専門機関(こども家庭センター、社会福祉協議会、児童家庭支援センター、民生委員) ○行政の担当課(市役所等の児童福祉担当課を主に想定)</p>	<p>(人数)</p>	<p><実行団体> 4つの市区町村の民間団体</p> <p><事業を通じて資金分配団体・実行団体が関わる主要なステークホルダー> 実行団体が有する地域ネットワークに応じたこども支援関連機関 最低でも10団体程度</p>
<p>最終受益者</p>	<p>虐待や困窮などにより、こどもの心身の発達と学びが阻害されている、または、そのリスクがある「逆境状態にある家庭」※虐待と困窮に限らず、親も課題当事者として苦しんでいる家庭やヤングケアラーのいる家庭を含む。現在の児童福祉分野において、そのような家庭状態を包括する名称が未だ無く、本事業では「逆境状態にある家庭」と総称する。</p>	<p>(人数)</p>	<p>約240世帯(内訳は以下) ㊦ 4つの実行団体が既存でこども宅食を通じて支援する家庭 平均30世帯 x 4団体 = 120世帯 ㊦ 実行団体が新たに支援する家庭 平均10世帯 x 4団体 = 40世帯 ㊦ 各地で新たにこども宅食を開始する団体が支援する家庭 平均10世帯 x 8団体 = 80世帯</p>

事業概要	<p>逆境状態にある家庭は全国に存在するが、抱えている課題を周囲から気づかれず、必要な支援につながっていない家庭もいる。</p> <p>そのような家庭に</p> <p>①支援者が食を届けることをきっかけに家庭と接点を持ち</p> <p>②定期的な訪問を通じて家庭に伴走しながら</p> <p>③適切な公的支援や地域資源につないでいくことを目指す</p> <p>活動が「こども宅食」というアウトリーチ支援である。こども宅食は、家庭からのニーズが高い「食」をフックとし定期的に「出向く」ことで、自然な形で家庭との接点をもちやすく継続的な見守りができることが強みであり、逆境状態にある家庭へのアプローチとして有効であることが全国の優良事例から明らかになっている。</p> <p>本事業では、逆境状態にある家庭への支援を拡充し更にはアウトリーチ支援の必要性に関する認知を広げるため、実行団体は以下の取組みを行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・こども宅食の実践と、地域の新たな担い手を発掘・育成する ・必要な地域資源を開拓し、家庭をつなげる。その土台として地域の支援者間の協力関係を深める ・行政や地元企業など関係者に本事業の実践と成果を発信し、活動への賛同者を増やす <p>本事業を通じて、実行団体が地域におけるアウトリーチ支援の普及・継続に向けた中間支援的役割を果たせるようになるとともに、実行団体の取組みの成果をとりまとめ、アウトリーチ支援を基軸とした地域実践モデルとして中長期的に全国へと普及していくことを目指す。</p>
	597/600字

III. 事業の背景・課題

(1)社会課題	997/1000字
<p>■虐待や困窮などを理由に、逆境状態にある家庭が全国に存在する。こうした家庭は孤立し、本来必要な支援につながれないうちに親子の課題が重篤化あるいは新たに累積し、様々な生き辛さをこどもに長期的に負わせてしまう。</p> <p>■令和3年子供の生活状況調査によれば、最貧困世帯でも児童扶養手当の利用割合は5割未満にとどまる。弊会の独自調査においてもA市では要保護・要支援児童は登録数530児に対し、実際は1500児ほどいと推測しており、公的支援の暗数となっている。</p> <p>■行政や既存の支援（申請主義や拠点型など利用者を「待つ」ことを前提とした福祉事業）では逆境状態にある家庭はそもそも発見しづらく、継続的な見守りを行うことが困難である。【課題1】</p> <p>なぜなら、</p> <p>①公的支援の内容・手続きが逆境状態にある家庭のニーズに沿っていないうえ、行政のリソース不足により家庭の変化を継続的に把握できない</p> <p>②地域の支援者が、自ら支援サービスを利用しにこない家庭を要支援家庭として気づけない</p> <p>③学校や病院などでこどもの様子を懸念を感じる人がいても、背景にある家庭の複合的な課題を捉えられない</p> <p>といった要因があるからだ。</p> <p>これを解決する支援が「こども宅食」であり、自ら家庭に出向き自然な形で定期的な接点を持つという点で、これまでの福祉事業にはない民間ならではの柔軟性を持った新たな取組みである。</p> <p>■一方で、こども宅食を継続するためには、家庭を受け止める多様な地域資源や行政との協力関係を築くことが必須である。家庭を見守ることができてその先の支援につなげられなければ、宅食団体が家庭を抱え込み負担が大きくなるという声が実際に全国の団体から届いている。しかし、行政を含む専門支援や市民活動などの地域資源があっても支援者間の連携や調整が十分ではない地域がほとんどであり、家庭のニーズに応じた支援につなげられないことが課題となっている。【課題2】</p> <p>■もう1点、逆境状態にある家庭の現状やアウトリーチ支援の必要性に関する認知が広がっていないために、行政や地域の関係者からの協力が得られず、支援活動の継続が難しくなっている。【課題3】</p> <p>アウトリーチ支援に活用できる国予算は複数あるが、自治体での実施率は低い。活動を地域に根づいたものにするためには、行政を含め地域全体に積極的に働きかけ、様々な形で協力者を地域の中に増やしていく必要がある。</p>	
(2)課題に対する行政等による既存の取組み状況	197/200字

<p>支援者側から積極的に支援を届けるアウトリーチ支援の必要性への認識から、近年、こども家庭庁が事業として予算化しているが、主体となる市区町村では実行されていない現実がある。例えば、支援対象児童等見守り強化事業は全国で178自治体と1割程度の自治体しか実施していない。また、養育支援訪問事業など対象がハイリスク家庭に限定されている事業もあり、必要な家庭すべてにアウトリーチしきれていないことが明らか。</p>	
(3)課題に対する申請団体の既存の取組状況	199/200字
<p>■逆境状態にある家庭へのアプローチや支援のポイントを、全国のこども宅食の優良事例からノウハウとして収集。家庭の発見や地域資源へのつなぎなど活動の中で課題となる点をテーマとした研修会や個別相談等を行っている。</p> <p>■拠点をおく佐賀では、佐賀県・佐賀市（こども家庭センター）・児童家庭支援センター・多様な民間団体と連携し、対象家庭の発見・アセスメント・地域へのつなぎにおいて連携してきた実践知を有している。</p>	
(4)休眠預金等交付金に係わる資金の活用により本事業を実施する意義	192/200字
<p>物価高が家庭を直撃し、逆境状態にある家庭のリスクは高まっている。また、令和6年4月施行の改正児童福祉法を踏まえ、全国の市区町村では、こども家庭センターをケースマネジメントの中核として「民間連携」によって、こども家庭支援体制を再構築しようと模索している。本事業を通じて、全国に先駆けて官民連携による支援のあり方がモデル化されれば、全国の支援者および逆境状態にある家庭にとって希望となる。</p>	

IV.事業設計

(1)中長期アウトカム
<p>【長期ゴール】全国どこであっても逆境状態にある家庭にアウトリーチ支援が届き、適切な地域資源とつながることができる社会の実現</p> <p>【中期アウトカム】事業終了後3年以内に、</p> <p>■01.アウトリーチ支援が地域で広がる：実行団体の活動が地域内で定着・拡大しているだけでなく、新規にアウトリーチ支援を始める民間団体が地域にも増えることで、逆境状態を解消するべく、支援を受けられる家庭の数が更に増えている。</p> <p>■02.被支援家庭のニーズに沿ったつながり先が増えている：被支援家庭のニーズに合わせて、適切な公的支援や地域資源につなげられるよう地域の連携先が増え、協力関係が強化されており、家庭に対する伴走支援の質が向上している。</p> <p>■03.アウトリーチ支援の必要性に係る認知向上：実行団体の取組みがモデル的取組みとして発信され、全国の他地域にも伝播するだけでなく、地元の行政から奨励される活動として自治体予算に組み込まれ、地元企業等の寄付や応援を得られている。</p>

(2)-1 短期アウトカム（資金支援）※資金分配団体7100字	モニタリング	指標	100字	初期値/初期状態	100字	中間評価時の値/状態	事後評価時の値/状態				
中期01/01【逆境状態にある親子】のうち、これまで支援を受けられていなかった親子にアウトリーチ支援が提供されるようになっていく		A)支援世帯数 B)本事業期間中に地域内で新たにアウトリーチされた支援世帯数		A)採択された時点での実行団体の支援世帯数 B)ゼロ			A)2028年3月時点での実行団体の支援世帯数 120世帯を想定 B)実行団体の支援世帯数の増加および、新規にアウトリーチを始める団体がいた場合の支援世帯数 120世帯を想定	72	43	27	88
中期01/02【逆境状態にある親子】が、実行団体の継続的なアウトリーチ支援により以下の改善が見られる a)食生活に関する課題 b)親とこどもの心理的ストレス c)孤立感（地域とのつながりの無さ）		C)本事業期間中の、こども宅食を通じた支援回数および支援物資量(kg) D)家庭の食生活/心理的ストレス/孤立状態の改善		C)ゼロ D)課題があると認められる（例えば「3食食べられないことがある」「相談できる人がいない」等）回答が支援対象家庭の7割を超えている（事前評価時のアンケートで実行団体ごとに計測）			C)支援回数 3,840回(4団体合計120世帯×月1回以上×32ヶ月) 支援量 約11トン D)カテゴリーごとに、全ての家庭において何等かの改善が見られる（事後評価で実行団体ごとに計測）	97	61	93	95
中期01/03【実行団体】が、近隣の他団体に対して「こども宅食」事業の立上げおよび運営に関して情報提供や相談支援を提供し、アウトリーチ支援の新たな担い手増加を後押ししている		E)こども宅食を始めてみたい、と興味関心を持つ団体数		E)ゼロ、潜在的に存在しても確認できていない状態			E)各地域に5団体	86	30	24	9
中期02/01【逆境状態にある親子】が、実行団体が本事業を通じて、地域のステークホルダーと協力関係を強化したことで、適切な地域資源につながり多面的な支援が提供されている		F)ステークホルダーからの紹介により新たにアウトリーチした世帯数 G)実行団体が、家庭の状況に沿ってつなげた公的支援・多様な地域活動へのつなぎ先団体数/つないだ家庭のケース件数		F)ゼロ G)つなぐ先の団体数が少ない、月あたり2団体程度/1-2件（1実行団体あたり）			F)平均10世帯x4団体 G)各家庭ごとの多様なニーズに合わせてつなぐ先の支援機関や活動が増えている、月あたり+3団体程度/5件（1実行団体あたり）	85	100	45	77
中期02/02【実行団体】が、行政を始めとするこども家庭支援に携わる地域のステークホルダーと、情報交換を活発に行うことで、相互理解と協力関係を深めている		H)継続的な情報交換に合意している団体の数 I)実行団体が家庭の状況に応じてどの地域資源につながれば良いかわかるという自信と他団体への信頼を深めている（自己評価）		H)事前評価で確認（実行団体のエコマップ作成時） I)あまり自信がない、あるいは不安がある状態			H)事前評価時よりも5団体以上増えている I)実行団体が自信がある、あるいは安心して相談できると感じている（「いつでも相談できる団体がいる」「頼れる団体がいる」と回答するなど）	76	82	48	91

中期03/01 【実行団体】が、地域の逆境状態にある親子の実態及びアウトリーチ支援について広く発信するほか、自治体予算事業受託に向けた取り組みが開始されている。	J)地域の逆境状態にある親子の実態調査結果 K)政策提言・広報について、採択後、地域で最も適切な計画を策定し実行できていること L)SNS等で年5回以上活動内容を発信	J)現在実施されていない K)実行団体が策定する計画による（事前評価で確認） L)実行団体による	J)結果報告書としてアウトプットされている K)実行団体が策定する計画による L)年5回以上	80 99 50 48
--	---	--	--	-------------

(2)-2 短期アウトカム（非資金的支援）※資金分配E100字	モニタリング	指標	100字	初期値/初期状態	100字	中間評価時の値/状態	事後評価時の値/状態	
中期01/04 【実行団体】が、資金分配団体もつノウハウやツールの提供を受けることにより、地域でアウトリーチ支援を普及していくための取組みを主体的に行えるようになる。		M)具体的取組みについて、採択後、地域で最も適切な計画を策定し実行できていること（想定：新たにこども宅食を始める団体への研修/こども宅食説明会の開催）		M)実行団体が策定する計画による（事前評価で確認）			M)実行団体が策定する計画による	98 92 25 16
中期02/03 【実行団体】が、資金分配団体による他地域の紹介や実行団体同士の学び合いを通じて、地域資源に働きかけを行い、実情に合った連携のあり方を検討できている		N)連携先団体と担当者、各団体の役割等をまとめた一覧 O)民間団体のアウトリーチ支援が担うべき役割・範囲を実行団体自ら定義（言語化）できている		N)事前評価で確認 O)実感値としてのイメージはあるが、言語化には至っていない			N)少なくとも5団体以上の連携先が掲載された一覧が完成 O)アウトリーチ支援が担う役割・範囲が言語化され、納得感がある	100 79 40 60
中期03/02 【実行団体】が、資金分配団体の広報・ファンドレイズ支援や行政アプローチのサポートにより、事業への協力者/寄付者の拡大において、必要なノウハウを習得している。		P)政策提言・広報について、採択後、地域で最も適切な計画を策定し実行できていること Q)ファンドレイジング研修の受講 R)実行団体が行う各地での事業報告会の開催実績		P)実行団体が策定する計画による（事前評価で確認） Q)ゼロ R)ゼロ			P)実行団体が策定する計画による Q)資金分配団体が提供するファンドレイズ研修全てを受講し終えている R)少なくとも1回以上、地域の関係者を広く参集した事業報告会が行われている	99 98 37 90
中期03/03 【資金分配団体】が、実行団体の取組みを横断的にまとめ、アウトリーチ支援の実践的モデルとしてこども家庭庁や全国のこども支援関係者に発信できている		S)本事業内容について全国的に知ってもらうための広報発信 T)実行団体の取組みをまとめた白書完成 U)最終事業報告会に、国や全国の自治体、その他関係者が参加している		S)実行団体の活動に関する発信はゼロ 家庭の実態に関する発信は年1-2回程度実施 T)ゼロ U)ゼロ			S)年10回以上の広報発信ができている（SNS、記事など） T)白書が完成している U)事業報告会に、国や全国の自治体を含め100人以上が参加	92 97 52 73

(3)-1 活動：資金支援 ※資金分配団体入力項目	時期	
【アウトリーチ支援の拡大・継続】		17/200字
1年目 中期01/01/01 公募時に企画した、既存で実施する訪問型子ども宅食事業の強化について、改めて実行可能な計画に落とし込み、支援を実施していく	採択後～2027年3月	86/200字
1年目 中期01/02/01 支援している家庭に対してアンケート調査を行い、生活課題の重さ、精神的安定、孤立/地域とのつながりの観点で実態を把握する	2026年11月～2027年3月	87/200字
2年目 中期01/01/02 家庭へのアウトリーチ支援の継続実施。特に地域のステークホルダーとの関係強化を通じて、家庭を家庭ごとのニーズに合った地域資源（専門機関や民間支援活動）につないでいく	2027年4月～2028年3月	96/200字
2年目 中期01/02/02 中間評価の実施を通して、アウトリーチが必要な家庭に届いているか、家庭と地域とのつながりが生まれているか、そのために自団体として必要なステークホルダーと連携できているかといった点で、改めて計画や取組みを見直す	2027年7月～2027年9月	118/200字
3年目 中期01/01/03 家庭へのアウトリーチ支援の継続実施。地域のステークホルダーの中でも、行政や公的支援機関との関係強化を通じ、重篤な課題を持つ家庭がいた場合にはつないでいくことを目指す	2028年4月～2029年2月	97/200字
3年目 中期01/02/03 再度、支援している家庭に対してアンケート調査を行い、生活課題の重さ、精神的安定、孤立/地域とのつながりの観点で改善があるかを把握する	2028年4月～2028年6月	96/200字
【地域におけるアウトリーチ支援の担い手発掘・育成】		29/200字
2年目 中期01/03/01 地域における発見・見守り機能の拡大に向け、子ども宅食の担い手の発掘・育成のための取組みを企画し、実行する 例：事業説明会の開催／個別相談の実施など	2027年4月～2028年3月	93/200字
3年目 中期01/03/02 新たに子ども宅食事業の立上げやトライアル実施を検討する団体からの問合せに対し、随時の情報提供や助言を行う ※実行団体は、弊会がまとめたノウハウ資料（研修動画や立上げパンフレット）の活用が可能な他、当該団体を弊会に紹介することでもサポートが可能	2028年4月～2029年2月	155/200字
【地域資源の見える化と支援者間の関係性構築】		26/200字
1年目 中期02/01/01 アウトリーチ対象家庭の拡大に向け、地域のステークホルダーに協力を相談。例えば、逆境状態にある家庭を発見した際に、子ども宅食を紹介してもらえるようにする	2026年10月～2027年3月	102/200字
2年目 中期02/01/02 これまでに協力関係を築いてきた地域のステークホルダーに呼びかけ、逆境状態にある家庭の伴走支援について、それぞれの立場から課題感を意見し合う場を設ける	2027年4月～2028年3月	105/200字
2年目 中期02/02/01 本事業内容の説明や地域の課題感の共有を通じて、行政の担当課と連携について協議を行う ※下記「中期03/01/02」の活動と連動	2027年4月～2028年3月	79/200字
3年目 中期02/01/03 個々の家庭の状況に即した地域資源のつなぎに向けて、より良い情報交換のあり方や必要な手続きについて、協議の場を継続的に開催していく ※必要に応じて、グループチャットなどのコミュニケーションツールも活用する	2028年4月～2029年2月	140/200字

3年目 中期02/02/02 行政の担当課や、子ども家庭センターといった公的支援に近い立場のステークホルダーにも協議の場への参加を呼びかける ※下記「中期03/01/02」の活動と連動 【行政や地域関係者の協力促進】	2028年4月～2029年2月	94/200字 16/200字
1年目 中期03/01/01 主たる活動地域の自治体における重点政策の方針を確認、関連予算のリストアップ等を行い政策提言の方向性を検討する	2026年12月～2027年3月	69/200字
2年目～3年目 中期03/01/02 自治体との事業連携に関する協議を重ねながら、自治体のニーズ・課題感を探る ※上記「中期02/02/01」「中期02/02/02」の活動と連動	2027年8月～2028年10月	89/200字
3年目 中期03/01/03 支援家庭のアンケート調査結果を含めて事業報告書としてまとめる	2028年7月～2029年12月	45/200字
3年目 中期03/01/04 報告書について自治体に報告し、事業予算化の可能性や今後活用可能な財源について意見交換する	2028年12月～2029年1月	59/200字
3年目 中期03/01/05 自治体や地元企業、協賛団体など関係者を参集し、地元での事業報告会を実施する	2029年1月～2029年2月	52/200字
1年目～3年目 中期03/01/06 アウトリーチ支援に関する理解と支持拡大に向けた広報啓発の取組みを企画し実行するほか、活動について定期的にSNS等で発信する 例：地元企業に対する営業活動／地元メディアへの取材誘致／イベント開催など	2026年10月～2029年2月	119/200字
		0/200字

(3)-2 活動：組織基盤強化・環境整備：非資金的支援 【実行団体のアウトリーチ支援普及に向けたノウハウ獲得】	時期	
1年目 中期01/04/01 地域の現状や、実行団体が子ども宅食を行う上での課題感、担い手候補の状況等についてヒアリングを行い、事業計画の詳細を決定	採択後～2027年3月	30/200字 74/200字
1年目 中期01/04/02 実行団体が実施する家庭向けアンケートの設計、集計、取りまとめに関して、資金分配団体で有するノウハウの提供や助言等を行う	2026年9月～2027年3月	74/200字
1年目 中期01/04/03 実行団体が担い手の発掘・育成を行っていくに際し、あらためて子ども宅食のポイントや立ち上げ支援のノウハウについて説明会を行う	2026年10月～2026年12月	76/200字
2年目 中期01/04/04 実行団体が行う担い手の発掘・育成に向けた取組みのサポートを行う 例：説明会の開催／立ち上げパンフレットなどノウハウ資料の提供／個別相談の実施など。実行団体の事業計画やニーズに沿って必要なサポートを行う	2027年4月～2028年3月	115/200字
3年目 中期01/04/05 実行団体の支援の実践力を高めるため、資金分配団体が全国の宅食団体向けに行う勉強会等への参加を促す（必要に応じて、実行団体向けの研修会を開催することも検討）	2026年9月～事業終了	92/200字

3年目 中期01/04/06 実行団体が実施する家庭向けアンケートの取りまとめに関して、資金分配団体で有する材料の提供や助言等を行う	2028年7月～2029年10月	66/200字
【地域資源の見える化と支援者間の関係性構築】		26/200字
1年目 中期02/03/01 アウトリーチ支援を中心とした地域連携のあり方について、弊会が実践する佐賀での取組みも題材としながら、意見交換をする機会を提供する	2027年1月～2027年3月	79/200字
1年目～3年目 中期02/03/02 実行団体がトライしている地域連携の取り組みについて、有識者からのフィードバックや意見交換の場を複数回提供する（3回程度を想定）	2027年4月～2028年12月	82/200字
【アウトリーチ支援の認知拡大に向けた取り組み】		26/200字
1年目 中期03/02/01 実行団体が行う自治体の政策・予算調べ、予算内容の読み解きなど資金分配団体で有するノウハウを活かして壁打ちをする	2026年12月～2027年3月	70/200字
2年目～3年目 中期03/02/02 自治体との協議に向け、資料のフォーマット提供や自治体ニーズに応じた政策提言の方針相談など、実行団体の状況に応じたサポートを行う	2027年8月～2029年1月	82/200字
2年目～3年目 中期03/02/03 実行団体が行う、アウトリーチ支援に関する理解と支持拡大に向けた広報啓発の取組みをサポートする	2027年4月～2028年8月	65/200字
3年目 中期03/02/04 外部ファンドレイザーによるファンドレイズ研修・相談会を提供する	2028年6月～2028年10月	46/200字
【アウトリーチ支援を基軸とした実践モデルの成果抽出とその発信】		36/200字
1年目～3年目 中期03/03/01 本事業での実行団体の活動やその意義をSNSや広報記事により全国的に広く発信するほか、実行団体の地元メディア誘致への協力を行う。また、弊会との協働を通じて広報ノウハウを伝授していく	2026年10月～事業終了	108/200字
1年目～3年目 中期03/03/02 月1回以上各実行団体と個別の意見交換を行い、進捗状況の確認、課題の把握とその解決に向けた材料の提供や助言等を行う。特に、最終事業報告時の事業成果の言語化やとりまとめに関する壁打ちや助言等を丁寧に行う	2026年8月～2029年1月	118/200字
2年目 中期03/03/03 実行団体同士の学び合いの場として、4つの実行団体を参集した中間報告会を実施。（実行団体の進捗状況や課題感に応じて、外部講師による研修を行うことを想定）	2027年3月～2028年9月	90/200字
3年目 中期03/03/04 実行団体の事業成果をとりまとめた白書を作成し、全国宅食ネットワークへの発信やこども宅食推進議員連盟等を通じた国への政策提言に活用する	2028年10月～事業終了	81/200字
3年目 中期03/03/05 こども家庭庁や全国の自治体など関係者を参集し、資金分配団体及び実行団体による全国事業報告会を実施	2029年2月～事業終了	63/200字
		0/200字

V.広報戦略および連携・対話戦略

<p>広報戦略</p>	<p>マスメディアに度々取り上げられる中で（例：https://hiomare-takushoku.jp/2025/08/28/9886/）報道関係者へ情報提供を行える関係性を築いており、事業着手時にはプレスリリースを行う。また、事業終了前に実施する各地での事業報告会は、弊会の公式HP・SNS・関係者へのメールマガジンを通じた周知のほか、実行団体のいる地域の地方TV局および新聞社に取材依頼を出す。</p>	<p>198/200字</p>
<p>連携・対話戦略</p>	<p>実行団体が自治体をはじめ地域の関係機関・団体にアプローチするのに合わせて、弊会からは国や都道府県、全国ネットワークを有する団体（全国社会福祉協議会・むすびえなど）にアプローチし、全国域を担当する弊会と地場の実行団体でそれぞれに関係者を巻き込みながら対話していく。また、集大成となる各地の事業報告会で得られた成果と知見は、弊会でコンテンツとして資料化。企業や一般寄付者にも理解を促していく。</p>	<p>194/200字</p>

VI.出口戦略・持続可能性について **助成期間終了後も社会課題の解決に向けた活動を継続させる戦略・計画を記入してください。**

<p>資金分配団体</p>	<p>事業終了後も、全国ネットワークを通じ、逆境状態にある家庭にアウトリーチする団体を継続支援。本事業で見出された「家庭を適切な地域資源へつなぐ実践モデル」を全国へ発信する。</p> <p>1 国向け政策提言</p> <p>a) 地域資源を把握・開拓し、「要支援家庭の発見と適切な支援へのつなぎ」を調整するコーディネーター的役割（＝本事業の実行団体の役割）への予算措置・拡充を提言する。</p> <p>b) コーディネーター「育成」事業への予算措置を提言する。</p> <p>2 資金調達</p> <p>a) 1 b) による予算事業を弊会として受託する。</p> <p>b) 本事業の成果をまとめた動画や特集webページを制作し、広報や資金調達に活用。全国区/外資企業の寄付や個人寄付の拡大をはかる。</p> <p>c) 困窮こども支援、虐待予防を目的とした助成金を活用する。</p>	<p>400/400字</p>
<p>実行団体</p>	<p>助成終了後も、実行団体が「家庭へのアウトリーチ役」、「新たなこども宅食実施団体の相談役」「地域資源とのマッチング調整役」として発展的に活動を展開できるよう、弊会が持つ広報・政策提言のノウハウの提供、ファンドレイザーによる支援を行う。</p> <p>1 地域連携機関の拡大</p> <p>未連携の児童福祉機関、学校、医療機関へアプローチし、地域連携を強化する。</p> <p>2 資金調達</p> <p>a) 行政との意見交換により本事業での取組みを自治体予算化し、受託する。</p> <p>例えば、「支援対象児童等見守り強化事業」など国策だが自治体導入率が低い事業や、こども家庭センター等からの「コーディネーター」事業を想定。</p> <p>b) 県など広域での活動に対する自治体アドバイザーとしての報酬を得る。</p> <p>c) 地域のロータリークラブ、ライオンズクラブ、地元商圏の企業からの寄付・協賛（場所貸しや広報協力等）を受ける。</p> <p>d) 住民からの寄付やボランティアによる協力を受ける。</p>	<p>397/400字</p>

VII.関連する主な実績

(1)助成事業の実績と成果	794/800字
<p>①こども家庭庁「ひとり親家庭等の子どもの食事等支援事業」 21年度～25年度まで計7回受託 事業内容：困窮するひとり親家庭を始めとした要支援世帯のこども等を対象とするこども食堂やこども宅食、フードパントリー等を実施する団体に対して、中間支援法人を介してその取組みを支援することで、ひとり親家庭等のこども等の貧困や孤独・孤立への緊急的な支援を行う。 実績：※24年度まで 助成総額 658,873,587円（物資助成を含む） 延べ支援団体数 586団体 延べ支援世帯数 182,009世帯 延べ支援人数 576,978人</p> <p>②こども家庭庁「見守り体制強化促進のための広報啓発事業」 22年度～25年度まで計4回受託 事業内容：要支援児童等を対象に養育環境の把握や食事の提供、学習・生活指導支援等を行う地域団体に対して、広域的に運営支援、物資支援等を行う広域ネットワーク団体が、ネットワークの中での好事例を集約・周知することで地域の見守り体制強化の促進に寄与する。 実績： 22年度 加盟団体に自治体連携に関するアンケート調査、こども宅食に関する好事例等をまとめたwebコンテンツ開発、個人情報に関する勉強会 23年度 こども宅食を語る全国キャラバンの実施（全国10地域）、こども宅食好事例インタビュー調査 24年度 関係構築困難ケース等の調査・発信、『専門職×非専門職』の連携に向けた好事例発信</p> <p>③こども家庭庁「ひとり親家庭等自立促進基盤事業」 25年度受託 事業内容：ひとり親家庭等の自立を支援する事業を実施することにより、ひとり親家庭等の自立促進に向けた基盤整備を図る。</p> <p>④佐賀市「見守り活動等推進事業」 25年度受託 事業内容：要対協対象家庭のうち定期的な状況確認等が必要な家庭に対して、民間の見守り活動支援員を派遣し、家庭が抱える不安や悩みを聞き取り適切なサポートに繋げる。</p>	

■調査研究：逆境状態にある家庭への洞察を蓄積

○21年：子ども宅食利用家庭全国調査

孤立する困窮子育て家庭の存在を明らかにしつつ、子ども宅食利用家庭の8割に前向きな変化を認める

○24年：全国自治体・民間団体アウトリーチ支援実態調査 (<https://hiomare-takushoku.jp/2025/03/06/9075/>)

1,000回答から「子ども宅食」の有効性の認知と、現場のリソース不足が明らかに

○24年：行政が関係を構築するのが難しい家庭の実態に関する調査報告書

5団体への調査の結果、行政支援の限界と支援者から家庭への「働きかけ」の重要性を提示

■連携：行政や福祉専門機関および市民活動と対話

○定期：子ども宅食推進議員連盟に所属する国会議員との意見交換 概ね2回/年（20年～、直近では25年6月に実施）

子ども家庭庁のひとり親家庭等食事等支援事業の成立や農林水産省の政府備蓄米の子ども食堂等への交付を後押し

○24年：全国の「専門機関と民間団体」見守り体制強化 優良事例を調査・発信

○25年：「官民連携によるアウトリーチ支援を考える」全国セミナー開催

佐賀県庁、山形市役所、子ども家庭庁が登壇し、自治体職員・子ども支援団体の200名以上が視聴

■伴走支援：団体が陥りやすい悩みや課題を把握し助言する

○常時：全国約270の団体に対する、LINEを通じた個別対話と相談受付（24/365で受付、対応は平日9-18時）

○通年：年3-4回程度のオンライン研修会、毎月のオンライン・ネットワーキングイベント

■事業事例：自らも実践者としてノウハウを蓄積

○25年4月～：佐賀市の受託事業 特定妊婦にアウトリーチし産産後から支える「見守り活動等推進事業」

○25年10月～：さが・子ども未来応援プロジェクト実行団体「誰も取りのこさない地域支援ネットワークの構築」事業

VIII.実行団体の募集

(1)採択予定実行団体数	4団体	
(2)実行団体のイメージ	<p>上記「直接的対象グループ」に挙げた要件に該当していることを前提に、例えば以下のような団体を想定。</p> <p>【A】行政連携は一定できているが、アウトリーチ支援の強化によって予防的アプローチまで取り組みたい団体</p> <p>【B】アウトリーチ支援を実践しているが、対象家庭の多さに対して担い手の不足に課題感を感じている団体</p> <p>一定レベルで行政と対話できる関係性があれば尚良い。</p>	175/200字
(3)1実行団体当り助成金額	<p>3年間で2100万/団体、4団体への助成を想定 年間710万円の内訳は以下</p> <p>○食品などの消耗費：168万円（1世帯あたり4,000円程度）</p> <p>○人件費＝事務局1名（関係者との協議/支援事業設計）：270万円、支援員1名（ソーシャルワーカーなど）：130万円、訪問支援員への謝礼：28万円</p> <p>○事業経費＝運搬費：20万円、交通費：10万円、事務所/倉庫費用：84万円 など</p>	189/200字
(4)案件発掘の工夫	<p>弊会の運営する子ども宅食実施者ネットワークへの加盟約270団体および関係性のある子ども支援団体の中から、実行団体候補となる団体へ事前ヒアリングを実施し、本事業の必要性の共感と実施意欲のある団体を複数確認済。公募の際には、弊会HPへ公募情報を掲載するとともに、全国レベルのネットワークを有する団体に周知依頼を行い、意欲のある団体を取りこぼさずに公募機会を周知する。</p>	181/200字

IX.事業実施体制

<p>(1)事業実施体制（人数、マネジメント体制、経理体制、PO体制）、メンバー構成および各メンバーの役割・スキル等</p>	<p>管理体制 ・マネジメント…代表理事（事業統括）1名 ・経理/法務担当1名 ・広報担当1名</p> <p>PO体制 ・PO主担2名 ・PO副担1名 ・外部ファンドレイザー ・地域づくりアドバイザー</p> <p>評価体制 ・評価企画1名 ・ 氏（外部評価）計1名</p> <p>※経理は、団体経理2年程度の経験または簿記を有する者を想定 ※POは、こども家庭庁助成事業で地域団体への伴走支援を3年以上実施している者が従事</p>				198/300字														
<p>(2)本事業のプログラム・オフィサーの配置予定</p> <p>※資金分配団体用</p>	<table border="1"> <tr> <th>人数</th> <th colspan="2">内訳</th> <th>他事業との兼務</th> <th>左記で「(兼務)予定あり」の場合、業務比率想定を記載</th> </tr> <tr> <td rowspan="2">3</td> <td>新規採用人数 (予定も含む)</td> <td>0</td> <td rowspan="2">予定あり(詳細は右記のとおり)</td> <td rowspan="2"> は、他事業のマネジメント業務などを兼務し、本事業には50%を想定 は、他事業（研修事業など）を兼務し、本事業には50%を想定 は、本事業には30%を想定</td> </tr> <tr> <td>既存PO人数</td> <td>3</td> </tr> </table>	人数	内訳		他事業との兼務	左記で「(兼務)予定あり」の場合、業務比率想定を記載	3	新規採用人数 (予定も含む)	0	予定あり(詳細は右記のとおり)	 は、他事業のマネジメント業務などを兼務し、本事業には50%を想定 は、他事業（研修事業など）を兼務し、本事業には50%を想定 は、本事業には30%を想定	既存PO人数	3	<table border="1"> <tr> <td>名</td> <td>名</td> </tr> </table>	名	名			197/200字
人数	内訳		他事業との兼務	左記で「(兼務)予定あり」の場合、業務比率想定を記載															
3	新規採用人数 (予定も含む)	0	予定あり(詳細は右記のとおり)	 は、他事業のマネジメント業務などを兼務し、本事業には50%を想定 は、他事業（研修事業など）を兼務し、本事業には50%を想定 は、本事業には30%を想定															
	既存PO人数	3																	
名	名																		
<p>(3)ガバナンス・コンプライアンス体制</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・監事は社外から選任、監事監査及び監査報告書作成 ・規程に基づきコンプライアンス委員会を設置 ・実行団体は外部の選考委員と選考を実施。利益相反のおそれがある場合は関係者は評決に不参加 ・役員は、コンプライアンス違反又はその恐れがある行為を認知した場合は、速やかに統括部門に報告。又は外部通報窓口に通報する旨規定 ・佐賀県ふるさと寄附金及び採択済休眠預金実行団体事業と、人件費等経費を明確に区分 				197/200字														
<p>(4)コンソーシアム利用有無</p>	なし																		

申請団体/事業種別	資金分配団体	2025年度通常枠
事業期間	2026/04/01 ~ 2029/03/31	
資金分配団体	事業名	逆境状態にある家庭に支援を届け、地域資源を開拓する実践モデル創出事業
	団体名	一般社団法人こども宅食応援団

	助成金
事業費	98,698,320
実行団体への助成	84,000,000
管理的経費	14,698,320
プログラムオフィサー関連経費	23,397,152
評価関連経費	8,600,000
資金分配団体用	4,440,000
実行団体用	4,160,000
合計	130,695,472

資金計画書資料 ①助成概要

1. 事業費 [円]

	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	合計
事業費 (A)	0	31,904,240	33,397,040	33,397,040	98,698,320
実行団体への助成		27,200,000	28,400,000	28,400,000	84,000,000
-					
管理的経費	0	4,704,240	4,997,040	4,997,040	14,698,320

2. プログラム・オフィサー関連経費 [円]

	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	合計
プログラム・オフィサー関連経費 (B)	0	7,792,384	7,792,384	7,812,384	23,397,152
プログラム・オフィサー人件費等	0	4,962,384	4,962,384	4,962,384	14,887,152
その他経費	0	2,830,000	2,830,000	2,850,000	8,510,000

3. 評価関連経費 [円]

	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	合計
評価関連経費 (C)	0	2,510,000	2,885,000	3,205,000	8,600,000
資金分配団体用	0	1,230,000	1,605,000	1,605,000	4,440,000
実行団体用		1,280,000	1,280,000	1,600,000	4,160,000

4. 合計 [円]

	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	合計
助成金計(A+B+C)	0	42,206,624	44,074,424	44,414,424	130,695,472

団体情報入力シート

(1) 団体組織情報

法人格	団体種別	一般社団法人	資金分配団体/活動支援団体
団体名	こども宅食応援団		
郵便番号	840-0046		
都道府県	佐賀県		
市区町村	佐賀市西魚町		
番地等	71-3		
電話番号	070-1532-9872		
WEBサイト(URL)	団体WEBサイト	https://hiromare-takushoku.jp/	
	その他のWEBサイト (SNS等)	https://twitter.com/takushoku_ouen	
		https://www.facebook.com/takushoku.ouendan	
設立年月日	2018/10/15		
法人格取得年月日	2018/10/15		

(2) 代表者情報

代表者(1)	フリガナ	ハラミズ アツシ
	氏名	原水 敦
	役職	代表理事
代表者(2)	フリガナ	
	氏名	
	役職	

(3) 役員

役員数 [人]	4
理事・取締役数 [人]	3
評議員 [人]	0
監事/監査役・会計参与数 [人]	1
上記監事等のうち、公認会計士または税理士数 [人]	1

(4) 職員・従業員

職員・従業員数 [人]	2
常勤職員・従業員数 [人]	1
有給 [人]	1
無給 [人]	0
非常勤職員・従業員数 [人]	1
有給 [人]	1
無給 [人]	0
事務局体制の備考	上記以外に、常勤役員および在籍出向者、個人の業務委託者などで構成

(5) 会員

団体会員数 [団体数]	0
団体会員 [団体数]	0
団体正会員 [団体数]	0
団体その他会員 [団体数]	0
個人会員・ボランティア数	16
ボランティア人数(前年度実績) [人]	0
個人正会員 [人]	16
個人その他会員 [人]	0

(6) 資金管理体制

決済責任者、経理担当者・通帳管理者が異なること	-
決済責任者 氏名/勤務形態	
通帳管理者 氏名/勤務形態	
経理担当者 氏名/勤務形態	

(7) 監査

年間決算の監査を行っているか	外部監査で実施
----------------	---------

(8) 組織評価

過去3年以内に組織評価（非営利組織評価センター等）を受けていますか	受けていない
認証機関/認証制度名/認証年度を記入してください	

(9) その他

業務別に区分経理ができる体制の可否	区分経理できる体制である
-------------------	--------------

(10) 助成を行った実績

今までに助成事業を行った実績の有無	あり
申請前年度の助成件数 [件]	229
申請前年度の助成総額 [円]	238,923,000
助成した事業の実績内容	ひとり親家庭等の子どもの食事等支援事業（こども家庭庁令和6年度・令和6年度補正）

※黄色セルは記入が必要な箇所です。「記入箇所チェック」欄2箇所まで、記入漏れがないか確認をお願いします。

事業名:	逆境状態にある家庭に支援を届け、地域資源を開拓する実践モデル創出事業 ～全国にアウトリーチ支援が広まり「つながる」ことができる社会を目指して～
団体名:	一般社団法人こども宅食応援団
過去の採択状況:	通常枠で資金分配団(またはコンソーシアム構成団体)として採択されていない。

記入箇所チェック	記入完了
----------	------

提出する規程類(定款・指針・ガイドライン等を含む。以下、「規程類」という。)に以下の必須項目が含まれていることを確認し、本エクセル別シートの「記入例」に倣って該当箇所を記載してください。
過去の採択状況に関係なく、全団体、該当箇所への記載が必要です。

(注意事項)
 ◎規程類を作成する際はJANPIAの規程類を参考にしてください。https://www.janpia.or.jp/about/information/rule.html
 ◎申請時までには整備が間に合わず後日提出するとして規程類に関しては、助成申請書で誓約いただいているとおり、内定通知後1週間に以内に提出してください。なお、後日提出時において本様式も併せてご提出ください。
 ◎過去通常枠で資金分配団(またはコンソーシアム構成団体)として採択されている団体は、「規程類必須項目確認書」の提出のみとし、規程類の提出は不要です。ただし、内容等に変更が生じている場合は該当部分のみ提出をお願いします。
 ◎以下の必須項目は、公益財団法人、一般財団法人、公益社団法人、一般社団法人、特定非営利活動法人を想定したものです。これ以外の法人については、表を参考に整備してください。なお、ご不明点等はJANPIAへご相談ください。

記入箇所チェック ※3か所とも「記入完了」となるようにしてください。

記入完了	記入完了	記入完了
------	------	------

規程類に含める必須項目	(参考)JANPIAの規程類	提出時期(選択)	根拠となる規程類、指針等	必須項目の該当箇所 ※条項等
● 社員総会・評議員会の運営に関する規程				
(1)開催時期・頻度	評議員会規則 定款	公募申請時に提出	定款	第13条
(2)招集権者		公募申請時に提出	定款	第13条、第14条
(3)招集理由		公募申請時に提出	定款	第13条
(4)招集手続		公募申請時に提出	定款	第14条
(5)決議事項		公募申請時に提出	定款	第12条
(6)決議(過半数か3分の2か)		公募申請時に提出	定款	第17条1、2
(7)議事録の作成		公募申請時に提出	定款	第18条
(8)特別の利害関係を有する場合の決議からの除外 「評議員会の決議に当たっては、当該決議について特別の利害関係を有する評議員を除いた上で行う」という内容を含んでいること ※社団法人においては、特別利害関係を持つ社員の社員総会への出席ならびに議決権の行使に関する除外規定は必須としないこととします。		社団法人のため提出しない		
● 理事の構成に関する規程 ※理事会を設置していない場合は不要です。				
(1)理事の構成 「各理事について、当該理事及びその配偶者又は3親等内の親族等である理事の合計数が、理事の総数の3分の1を超えないこと」という内容を含んでいること	定款	公募申請時に提出	定款	第20条3
(2)理事の構成 「他の同一の団体の理事である者その他これに準ずる相互に密接な関係にある理事の合計数が、理事の総数の3分の1を超えないこと」という内容を含んでいること		公募申請時に提出	定款	第20条3
● 理事会の運営に関する規程 ※理事会を設置していない場合は不要です。				
(1)開催時期・頻度	定款 理事会規則	公募申請時に提出	定款	第28条
(2)招集権者		公募申請時に提出	定款	第29条1、2
(3)招集理由		公募申請時に提出	定款	第28条2
(4)招集手続		公募申請時に提出	定款	第29条3、4
(5)決議事項		公募申請時に提出	定款	第27条
(6)決議(過半数か3分の2か)		公募申請時に提出	定款	第31条
(7)議事録の作成		公募申請時に提出	定款	第32条
(8)特別の利害関係を有する場合の決議からの除外 「理事会の決議に当たっては、当該決議について特別の利害関係を有する理事を除いた上で行う」という内容を含んでいること		公募申請時に提出	理事会運営規程	第8条
● 理事の職務権限に関する規程				
JANPIAの定款(第29条 理事の職務及び権限)に規定するもののほか理事間の具体的な職務分担が規定されていること	理事の職務権限規程	公募申請時に提出	定款	第21条
● 監事の監査に関する規程				
監事の職務及び権限を規定し、その具体的内容を定めていること ※監事を設置していない場合は、社員総会で事業報告、決算について審議した議事録を提出してください	監事監査規程	公募申請時に提出	定款	第22条
● 役員及び評議員の報酬等に関する規程				
(1)役員及び評議員(置いている場合にのみ)の報酬の額	役員及び評議員の報酬等並びに費用に関する規程	公募申請時に提出	役員報酬規程	第4条
(2)報酬の支払い方法		公募申請時に提出	給与規程	第3条、第4条

● 倫理に関する規程				
(1) 基本的人権の尊重	倫理規程 ・ハラスメントの防止に関する規程	公募申請時に提出	倫理規程	第3条
(2) 法令遵守(暴力団、反社会的勢力の排除)		公募申請時に提出	倫理規程	第4条
(3) 私的利益追求の禁止		公募申請時に提出	倫理規程	第5条
(4) 利益相反等の防止及び開示		公募申請時に提出	倫理規程	第6条
(5) 特別の利益を与える行為の禁止 「特定の個人又は団体の利益のみの増大を図る活動を行う者に対し、寄附その他の特別の利益を与える行為を行わない」という内容を含んでいること		公募申請時に提出	倫理規程	第7条
(6) ハラスメントの防止		公募申請時に提出	就業規則	第20条
(7) 情報開示及び説明責任		公募申請時に提出	倫理規程	第8条
(8) 個人情報の保護		公募申請時に提出	倫理規程	第9条
● 利益相反防止に関する規程				
(1)-1利益相反行為の禁止 「資金分配団体が実行団体を選定、監督するに当たり、資金分配団体と実行団体との利益相反を防ぐ措置」について具体的に示すこと	倫理規程 ・理事会規則 ・役員利益相反禁止のための自己申告等に関する規程 ・就業規則 ・審査会議規則 ・専門家会議規則	公募申請時に提出	役員利益相反防止のための自己申告等に関する規程	第3条、別紙
(1)-2利益相反行為の禁止 「助成事業等を行うにあたり、理事、監事、評議員・社員、職員その他の事業協力団体の関係者に対し、特別の利益を与えないものである」という内容を含んでいること		公募申請時に提出	役員利益相反防止のための自己申告等に関する規程	第7条
(2) 自己申告 「役員員に対して、定期的に「利益相反に該当する事項」に関する自己申告をさせた上で、適切な組織において内容確認を徹底し、迅速な発見及び是正を図る」という内容を含んでいること		公募申請時に提出	役員利益相反防止のための自己申告等に関する規程	第3条、第4条
● コンプライアンスに関する規程				
(1) コンプライアンス担当組織 実施等を担う部署が設置されていること	コンプライアンス規程	公募申請時に提出	コンプライアンス規程	第4条
(2) コンプライアンス委員会(外部委員は必須) 「外部の有識者等も参加するコンプライアンス施策の検討等を行う組織及びその下に実施等を担う部署が設置されている」という内容を含んでいること		公募申請時に提出	コンプライアンス規程	第6条
(3) コンプライアンス違反事案 「不正発生時には、原因究明、関係者に対する厳格な処分及び再発防止策を確実に実施し、その内容を公表する」という内容を含んでいること		公募申請時に提出	コンプライアンス規程	第6条-3
● 内部通報者保護に関する規程				
(1) ヘルプライン窓口(外部窓口の設置が望ましい)	内部通報(ヘルプライン)規程	公募申請時に提出	内部通報規程	第4条
(2) 通報者等への不利益処分の禁止 「公益通報者保護法を踏まえた内部通報制度の整備・運用に関する民間事業者向けガイドライン(平成28年12月9日消費者庁)」を踏まえた内部通報制度について定めていること		公募申請時に提出	内部通報規程	第1条、第10条
● 組織(事務局)に関する規程				
(1) 組織(業務の分掌)	事務局規程	公募申請時に提出	事務局規程	第2条、別紙
(2) 職制		公募申請時に提出	決裁権限規程	第6条
(3) 職責		公募申請時に提出	決裁権限規程【別表】決裁権限一覧	各項目
(4) 事務処理(決裁)		公募申請時に提出	決裁権限規程、決裁権限規程【別表】決裁権限一覧	第7条～第17条
● 職員の給与等に関する規程				
(1) 基本給、手当、賞与等	給与規程	公募申請時に提出	給与規程	第7条～第13条、第21条～第24条
(2) 給与の計算方法・支払方法		公募申請時に提出	給与規程	第3条、第4条、第13条～第20条
● 文書管理に関する規程				
(1) 決裁手続き	文書管理規程	内定後1週間以内に提出		
(2) 文書の整理、保管		内定後1週間以内に提出		
(3) 保存期間		内定後1週間以内に提出		
● 情報公開に関する規程				
以下の1.～4.の書類が情報公開の対象に定められていること 1. 定款 2. 事業計画、収支予算 3. 事業報告、貸借対照表及び損益計算書、財産目録 4. 理事会、社員総会、評議員会の議事録	情報公開規程	公募申請時に提出	情報公開規程	第5条、別表1
● リスク管理に関する規程				
(1) 具体的リスク発生時の対応	リスク管理規程	内定後1週間以内に提出		
(2) 緊急事態の範囲		内定後1週間以内に提出		
(3) 緊急事態の対応の方針		内定後1週間以内に提出		
(4) 緊急事態対応の手順		内定後1週間以内に提出		
● 経理に関する規程				
(1) 区分経理	経理規程	公募申請時に提出	経理規程	第5条
(2) 会計処理の原則		公募申請時に提出	経理規程	第8条
(3) 経理責任者と金銭の出納・保管責任者の峻別		公募申請時に提出	経理規程	第6条、第13条
(4) 勘定科目及び帳簿		公募申請時に提出	経理規程、経理規定【別表1】勘定科目一覧	第9条、第10条
(5) 金銭の出納保管		公募申請時に提出	経理規程	第13条、第14条
(6) 収支予算		公募申請時に提出	経理規程	第25条
(7) 決算		公募申請時に提出	経理規程	第26条、第27条